

「意見書」(医師記入)

春明保育園園長 殿

児童氏名 _____

生年月日 年 月 日

感染症名	登園のめやす
麻疹 (はしか) ※	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ ※	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること (乳幼児にあっては、3 日経過していること)
新型コロナウイルス感染症※	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること
風しん	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂痂 (かさぶた) 化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱) ※	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	医師により感染のおそれがないと認められていること (5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること

診断名 _____

上記の疾患は症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

「保育所における感染症ガイドライン」参考